

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年6月まで
② 昭和56年11月から59年3月まで
③ 昭和59年4月から61年3月まで
④ 昭和61年4月から平成2年3月まで
⑤ 平成6年2月及び同年3月

申立期間①、②及び④は、母親が私の代わりに町内の集金人に国民年金保険料を毎月納付していたはずだ。申立期間③は、申請免除と記録されているが、免除を申請した記憶が無い。この期間も母親が私に代わり保険料を納付していたはずだ。申立期間⑤も未納とされているが、平成2年4月から、当時の自宅近くのA銀行B支店で、口座振替で納付するようにしていたので、未納になるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、申立期間が2か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は過年度納付により納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人に転居の事実も無いことなどから、生活状況に大きな変化はうかがうことができず、当該期間の国民年金保険料のみを納付しない特別な事情は見当たらない。

一方、申立期間①、②及び④については、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料の納付についての申立人の母親の記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、母親が町内会の集金人に国民年金保険料を納付していた

と主張しているものの、C市に照会した結果、申立人が当時居住していたC市D町はC市役所庁舎に近接した地区であることから、集金人が存在したとは考えられないと回答している上、申立人自身は平成2年4月に転居してから長期間経過しているために、当時の集金人の存否等については分からないとしている。

さらに、申立期間③については、申立人は、申請免除を行った記憶は無く、当該期間についても、母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているものの、社会保険庁が保管する「被保険者記録照会・(免除)」によると、昭和59年7月31日と60年7月19日に免除申請を行った記録が残されている上、当該期間の前に国民年金保険料の未納期間が合わせて40か月以上あることからすると、当該期間について免除申請を行ったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、母親が申立人の代わりに国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の母親のほか、当時同居していたとする親族は、すべて国民年金に加入しておらず、母親が申立人に係る国民年金保険料のみを納付したとするのは不自然である上、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料について、さかのぼって納付し、あるいは一括して納付したことはないとしている上、申立人がこれらの期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月

平成3年6月から雇用保険の失業等給付を受給するために、夫の扶養から外れたことから国民年金の第1号被保険者になった。

その後、国民年金保険料の督促を受けたので社会保険事務所に問い合わせたところ、保険料を納付しないと将来受け取る年金が少なくなるとの説明を受けたので、郵送されてきていた納付書で一括して納付した記憶があり、申立期間の1か月分のみ未納であることは考えられない。

国民年金保険料を納付したことは間違いないので、当該期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、平成3年6月以降、国民年金の第1号被保険者であった6か月間のうち申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人は、平成3年6月6日に国民年金の被保険者種別を変更したことに伴う種別変更届を同年7月1日に届け出ていることが確認できる上、A市役所に照会した結果、当時、国民年金の第1号被保険者の資格取得月から当該年度末までの納付書を発行し送付していたものと思われると回答していることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について社会保険事務所から督促を受けた際、納付しなかった場合の影響を社会保険事務所に確認し、その後送付されていた納付書により国民年金保険料を納付したことがあると申し立てており、保険料を納付する意思があったことは明らかである上、申立期間前

後の期間において、申立人の夫の職業に変化は無く、転居の事実も無いことから見て、申立期間のみ保険料を納付しない特段の理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月、同年9月から同年12月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月
② 昭和41年9月から同年12月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和48年10月から同年12月まで
⑤ 昭和50年4月から同年7月まで
⑥ 昭和51年3月から同年6月まで
⑦ 昭和58年8月から59年1月まで

申立期間が納付済みの記録になっていないことに納得ができない。特に申立期間②の国民年金保険料を支払ったことは間違いなく、国民年金手帳には検認の記録になっている。

納付後に、この保険料は還付したとのことであるが還付された記憶も無いし、また還付される理由も分からず、納付済みの記録にしてもらわないと困る。

他の申立期間に関しては、保険料を納付したはっきりとした記憶は無いものの、その都度国民年金への手続をし、払ってきたように思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和41年5月23日にA市B区において、また、別の国民年金手帳記号番号が48年11月10日に同市C区において払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳のうち、41年に払

い出された国民年金手帳の昭和 41 年度の国民年金印紙検認記録欄に申立期間①直後から申立期間②を含む 41 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が納付済みであることを示す検認記録があり、当該期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁の保有するシステム上の記録により、申立人の昭和 41 年及び 48 年に払い出された国民年金記号番号については、申立人の 60 歳到達時の平成 8 年に厚生年金保険の被保険者記号番号と整理統合され、これに伴い、申立人に係る国民年金被保険者資格記録、国民年金保険料納付記録及び厚生年金保険の被保険者記録が訂正された結果、i) 社会保険庁のシステム上の申立人に係る国民年金被保険者資格取得日が厚生年金保険被保険者資格喪失日である 41 年 3 月 29 日に訂正され、申立期間①が未納と記録されるとともに、納付済みの同年 4 月の国民年金保険料の納付記録についても未納とされたことが確認でき、ii) 社会保険庁のシステム上の記録では、当該記録の訂正時点において、申立人の国民年金被保険者資格喪失日が 42 年 4 月 15 日から 41 年 9 月 2 日に訂正され、41 年 9 月から同年 12 月までの 4 か月の国民年金保険料は過誤納の取扱いとなり、社会保険事務所の保管する還付整理簿において、そのうち 3 か月の国民年金保険料は平成 8 年 9 月に還付された記録とされており、残り 1 か月の国民年金保険料の還付の記録は確認できず、社会保険事務所では、当該保険料は記録上未納とされた昭和 41 年 4 月分の保険料として充当したものと考えられるとしている。

しかしながら、当該記録の訂正には合理的な理由は見出せず、行政側の記録管理に適切さを欠く点があると認められる上、記録どおりに 3 か月の国民年金保険料の還付事実があったと仮定しても、還付されていない 1 か月の国民年金保険料は、納付済みと確認できる昭和 41 年 4 月の保険料ではなく、申立期間①の国民年金保険料に充当されたと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間③及び④については、申立人が所持する国民年金保険料領収書に基づき、社会保険事務所において、申立期間③直後の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間は、未納期間から納付済みへ記録の訂正がなされており、社会保険庁の記録管理には不備な点が見受けられ、訂正された期間の直前、直後の期間である申立期間③及び④についても、誤って未納付と記録されたと考えても不自然ではない。
- 3 一方、申立期間⑤、⑥及び⑦については、当該期間前後の期間はすべて厚生年金被保険者期間であり、厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金への種別を変更していたことの確認はできない上、申立人自身は国民年金

保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 3 月、同年 9 月から同年 12 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間①については、昭和 55 年春ごろ、A 市役所から、53 年 8 月から 55 年の春時点までの国民年金保険料の納付書が届いたため問合せをしたところ、市の職員から「強制的に納めなくてははいけません。」と言われ、直接、市役所に行って納付した。金額は、十数万円くらいだったと記憶している。

申立期間②については、国民年金保険料が未納とされているが、経済的に困っていたこともないので確実に納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 市役所から過年度分の国民年金保険料の納付書が届き、当該期間の保険料を市役所で納付したと主張しているものの、過年度分に係る保険料の納付書は社会保険事務所において発行されるものであり、過年度分の保険料を取り扱わない市役所から発行することは無く、当該保険料についても、市役所においては収納することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、A 市役所の 1 階の受付窓口において、国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとしているが、当時、A 市役所では国民年金の加入手続及び保険料の収納は 2 階のカウンターで行っており、一方、1 階においては、机を並べた形態で国民健康保険の加入手続及び保険料の収納を行っていたと同市では説明していることから判断して、申立人の主張は、当時の A 市役所における国民健康保険の手続等に関するものと考えられる。

えるのが自然である。

さらに、申立人が過年度分と現年度分を合わせて納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時において納付するのに必要な金額に符合しない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が確認できるのは、昭和59年8月1日であって、この時点においては、申立期間のうち57年7月から59年7月までの期間を除く期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は、昭和61年4月から同年11月にかけて過年度納付により納付していることが確認でき、当該期間中である59年8月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けたのにもかかわらず、当該期間の3か月分についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月、40 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月
② 昭和 40 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年に国民年金の加入手続をした際、集金人から未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができると聞き、夫が郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付した。

未納分の国民年金保険料をすべて納付したのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、60 歳に到達した後も国民年金に任意加入し、付加保険料も含めて保険料を納付していることから見て、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録によると、申立人の夫は、昭和 50 年 12 月に、申立期間のうち、36 年 4 月から 48 年 3 月までの期間は特例納付により、49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間は過年度納付により国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、申立内容に矛盾は無く、申立人の夫は、自身の分と併せ申立人の未納期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間に係る国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を納付書により納付したと申し立てているが、この金額は、申立

人夫婦に係る昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間を除く申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とおおむね一致する。

加えて、申立期間当時、申立人の仕事や住所に変更は無い上、営んでいた店舗の経営は順調で収入も安定していたとの主張に不自然さはないが、国民年金保険料を納付しないとする特別な事情も見当たらない。

しかしながら、申立人の夫が特例納付及び過年度納付を行った昭和 50 年 12 月の時点においては、申立期間のうち、48 年 4 月から同年 9 月までの期間は、第 2 回目の特例納付の対象期間ではない上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることを勘案すると、申立人の夫は、当該期間について保険料を納付することはできず、その結果、未納のままとされたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月、40 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 7 月まで

昭和 53 年 8 月 24 日に結婚し、A 市役所へ行った際に国民年金への加入を勧められ、将来年金が増えるとのことだったので加入手続をした。その時、市役所の職員に「4 月までさかのぼって支払えます。」と言われたので、2 期分の納付書を受け取って銀行で一括して納付した。

昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの分（第 1 期分）に関しては、同年 7 月から同年 9 月までの分（第 2 期分）と一緒に間違いなく納付した。また、第 2 期分のうち同年 7 月分に関しては銀行の収納印のある領収書も所持しており、当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、A 市役所が発行した国民年金保険料の納付書兼領収証書のうち、昭和 53 年度の第 1 期分については領収日付印欄が欠落し領収印は確認できないものの、第 2 期分のうち昭和 53 年 7 月分については、当該日付印欄に金融機関の領収印が押されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び A 市役所が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月分に係る国民年金保険料の納付記録は無い上、また、還付された記録も無いことから、行政の国民年金記録管理に不適切な事務処理があったものと認められる。

加えて、申立期間直後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間のうち昭和 53 年 7 月分の保険料が納付されていることが認め

られるにもかかわらず、申立人が同年4月から同年6月までの保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和50年に国民年金の加入手続をした際、集金人から未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができることと聞き、私が郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付した。

未納分の国民年金保険料をすべて納付したのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和36年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、60歳に到達した後も任意加入していることに加え、特例納付及び過年度納付により、保険料の未納期間の解消に努めていることから見て、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和50年8月に払い出されていることが確認でき、申立人は、当該国民年金手帳記号番号の払出日から間もない同年12月において、36年4月から48年3月までの期間は第2回目の特例納付により、49年4月から50年3月までの期間は過年度納付により国民年金保険料を一括納付していることが確認できる。

さらに、申立人が特例納付及び過年度納付を行った昭和50年12月の時点においては、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの期間は、第2回目の特例納付の対象期間ではない上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるものの、48年10月から49年3月までの期間については、過年度納付により納付することが可能であったことを勘案すると、当該

期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を納付書により納付したと申し立てているが、この金額は、申立人夫婦に係る昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間を除く申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とおおむね一致する。

このほか、申立期間当時、申立人の仕事や住所に変更は無い上、営んでいた店舗の経営は順調で収入も安定していたとの主張に不自然さはいかたがえ、国民年金保険料を納付しないとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 24 日から同年 5 月 21 日まで
② 昭和 36 年 6 月 5 日から 37 年 2 月 3 日まで
③ 昭和 37 年 2 月 5 日から 40 年 6 月 28 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているという回答をもらった。

しかし、申立期間より前に勤務していた事業所で脱退手当金を受給したときに、脱退手当金という制度を知り、A社を退社してからは国民年金に加入した方が得なことが分かり国民年金にも加入していたので、脱退手当金を請求するはずはない。

また、受け取ったとされる時期にはB県に住んでいたから、脱退手当金を受給できるはずもない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社における厚生年金保険被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失した女性被保険者49人のうち、A社で2年以上の被保険者期間のある者について脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は20人中8人と少なく、申立人は、退職時には脱退手当金の説明は受けていないと主張しているところ、連絡先が把握できた申立人と同時期に退職した4人の同僚から聴取した結果、事業所から脱退手当金の説明を受けていない旨の複数の供述が得られた上、当時の労働組合長は、脱退手当金の説明はせず、今後就職の機会があれば次の会社に厚生年金保険被保険者証を提示するよう説明をしていたと供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被

保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間のうち直近の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、最初の事業所の被保険者期間について、申立人は脱退手当金を受領し、会社から説明を受けたことから脱退手当金の制度を知っていたという主張を踏まえると、申立人が請求時に申立期間より前の2回の被保険者期間に係る請求を失念するとは考え難い。

さらに、それまで納付していなかった国民年金を申立期間である厚生年金保険の資格喪失時までさかのぼって納付していることを踏まえると、年金制度を通算するとの意思がうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、脱退手当金を受領したとされる時期は事情があつて居所を変更しており、当該事業所からは連絡をとれないはずであると申立人は主張しているところ、申立人の姉や義兄の弟も、この時期は、申立人がB県において母親の介護をしていたと供述している上、国民年金手帳記号番号払出簿等から国民年金手帳記号番号がB県において払い出されていたことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月9日から39年1月21日まで
② 昭和39年1月21日から40年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①については脱退手当金が支給されており、さらに、同社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和39年1月21日とされていることが分かった。

脱退手当金については、受け取ったとされる時期にはB市に住んでおり、退職後は会社と接触した記憶も無く、脱退手当金という制度のことについても知らなかったし、何ももらっていない。

また、申立期間②については、結婚する直前の昭和40年1月末まで間違いなく当該事業所に勤めていたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2年8か月後の昭和41年9月30日に支給決定されたこととなっており、さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日である39年の前後3年に資格喪失し、脱退手当金を受給している者は14人中4人（申立人を含む。）と少ないことから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と137円相違して

いるが、その原因は不明である上、申立人の被保険者名簿の氏名は旧姓のままであり、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 40 年 4 月 20 日に結婚し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②については、申立人が勤務していたとする店舗に宛てた消印の日付が確認できる申立人の夫の手紙及び勤務していた場所等に関する申立人の申立内容等から判断すると、申立人が申立期間において、引き続き勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、申立人は申立期間当時、当該事業所の販売部門に一人で従事していたと供述しており、申立期間中において、申立人が在籍していたことを供述する同僚等がない。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある者からも、厚生年金保険の加入状況に関する有力な情報を得ることはできず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の保険料控除に係る記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②及び③に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで
② 昭和 32 年 9 月 10 日から 33 年 3 月 9 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 7 日から 36 年 8 月 19 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①に係る加入記録は無く、申立期間②及び③については脱退手当金を受給しているとの回答があった。申立期間①については、A社に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②（A社）及び③（B社）については、B社に連絡しないまま、同社を退職したので、何も手続をしなかったし、何ももらっていない。また脱退手当金を受けとったとされる時期は首都圏に住んでおり、会社は私が当地に住んでいたことを知らないはずだから、脱退手当金に関する連絡を受けるはずもない。

脱退手当金を支給されたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、最終事業所であるB社は、脱退手当金の代理請求は行っていないとしている上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前が記載されているページと前後3ページに記載されている女性被保険者のうち、資格喪失日が申立人の前後2年以内であって、当該事業所で2年以上の被保険者期間のある者について脱退手当金の支給状況を確認したところ、脱退手当金の支給が確認でき

る者は 21 人中 6 人と少なく、当該事業所は、脱退手当金の請求は個人が行ったとしている上、申立人と同じ昭和 37 年に脱退手当金を受給したことになっている別の同僚は、会社から送られてきた用紙により、脱退手当金を自身で請求したと供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、当該事業所を辞めて申立人と首都圏で生活していたが、現在は交流の無い同僚の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後に申立人と同じ昭和 37 年に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、未請求となっている当該事業所の期間が存在しており不自然である。

さらに、当該同僚からは、申立人と同様に会社に連絡しないまま退職したので、自分たちが当地に住んでいたことは知らないはずで、会社からは何も連絡は無かったし、私も脱退手当金を受給した記憶が無いと申立人と同様の供述が得られ、脱退手当金を受給したとする事情はうかがえない。

加えて、申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されるところ、訂正されていないことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①については、申立人の申立内容及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録がある同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において、勤務期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、申立人が同じころに採用された同僚として名前を挙げる者全員が申立人と同一時期である昭和 32 年 9 月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同月に資格を取得し、申立人が名前を挙げる同僚とは別の同僚の一人から「同社に入社後何か月間かは養成期間があったから厚生年金には加入していなかったのだと思う。」との供述が得られることから、事業主は、当時、社員の入社後、相当期間が経過した時点で厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行ったものと推認される。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、被保険者名簿に記録のある者からも上記一人の供述を除けば厚生年金保険の適用状況に関する有力な情報を得ることができないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の保険料控除に係る記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 8 日から 45 年 2 月 8 日まで
厚生年金保険の加入記録について調べたところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていた。私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 6 か月後の昭和 47 年 7 月 21 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給した場合、当時の社会保険事務所の事務処理において、健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、社会保険事務所の記録により、脱退手当金の支給が確認できる申立人を含めた女性被保険者 5 人のうち 4 人には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるが、申立人には「脱」の表示が無い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時点においては、申立人は既に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、年金に対する意識は高かったものと考えられることから、脱退手当金を請求することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和51年10月21日）、及び資格取得日に係る記録（昭和52年1月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月21日から52年1月21日まで
A社の創設から同社が閉鎖されるまで勤務していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の同僚及び部下の供述から判断すると、申立人がA社において継続して勤務していたことを推認することができる。

また、同事業所の登記簿から、申立人が取締役として、申立期間を含む昭和47年3月31日から54年5月30日まで継続して就任していたことが確認できるとともに、申立人の当時の部下からは、「申立人は、当時営業部長・営業担当取締役として在籍していた。」「^き几帳面な人で、会社を出たり入ったりはしていない。」との供述も得られる。

さらに、申立期間当時、取締役として在籍していた3人の厚生年金保険被保険者記録は、いずれも申立期間を含めて継続していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における

昭和 51 年 8 月及び 52 年 1 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、事業主の所在も不明であり、確認できる資料は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和23年6月1日から25年11月1日までの期間及び同年11月1日から27年11月12日までの期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所及び同社C炭鉱における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月1日から25年11月1日まで
② 昭和25年11月1日から27年11月12日まで
③ 昭和27年11月12日から29年10月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、①から③までの申立期間について、第1種被保険者として記録されているが、実際には坑内作業に従事しており、当該期間について第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社が作成した昭和23年6月22日付けの本俸通知書及び25年10月25日付けの辞令等により、申立人が23年6月1日にA社B鉱業所に入社し、25年11月1日に同社B鉱業所から同社C炭鉱に異動し、いずれの事業所においても採鉱係及び採鉱係主任として、継続して坑内での勤務に就いていたことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿では、厚生年金保険第1種被保険者として管理されているが、申立人が名前を挙げた同僚3人に聴取したところ、一人は「当時、私は、総務課庶務係として勤務をしていたが、申立人はいつも頭にキャップライトを付けて歩

いていた。また、申立人は、定期的に開催される会議では、いつも積極的に発言していたのを憶えている。なお、採鉱係として採用されれば、坑内員として、社会保険事務所への届出は行っていたはずである。」、他の一人は「当時、申立人とは一緒に坑内作業に従事していたし、同じ会社の寮に入っていた。」、残り一人は「私は、企画係として坑外勤務を命ぜられたが、仕事上、坑内で勤務することが多く、採鉱係の申立人とは一緒に坑内作業に従事していたことは記憶している。」と供述している。

さらに、申立人は、A社が作成した昭和 29 年 11 月 20 日付け及び 31 年 2 月 1 日付けの辞令により、D 鉱業所鉱務課採鉱主任及び同鉱業所鉱務課長として坑内で勤務していたとしており、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間に係る被保険者種別が第 3 種となっていることから見ても、申立人は、厚生年金保険第 3 種被保険者である坑内員として A 社 B 鉱業所及び同社 C 炭鉱に勤務していたと考えるのが相当である。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、第 3 種被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料が無いものの、事業主による厚生年金保険の第 3 種被保険者資格取得及び喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第 3 種被保険者資格に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 6 月 1 日から 25 年 11 月 1 日及び同年 11 月 1 日から 27 年 11 月 12 日までの第 3 種被保険者としての保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、両申立期間に係る第 3 種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間③については、A社が作成した辞令によれば、申立人は、昭和 27 年 11 月 7 日に D 鉱業所第 3 坑 E 支店企画係主任に発令されており、申立人の同僚の供述から、当時、企画係の業務は坑外勤務とされていたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人が厚生年金保険第 3 種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年6月12日に、資格喪失日に係る記録を同年10月20日に、また、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月12日から同年7月1日まで
② 昭和30年9月30日から同年10月20日まで
③ 昭和30年10月20日から同年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社C支店及び同社B支店の加入期間の記録が欠落（不継続）していることが分かった。

昭和19年1月12日にA社に入社し、60年12月16日に退職するまで継続して勤務していた。同社本店、同社C支店（現在は、A社D支店。）及び同社B支店の各工事現場で施工管理者として勤務していたのは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事発令記録簿」及び「在職証明書」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年6月12日にA社C支店から同社B支店に異動、同年10月20日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の期間の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の社会保険関係、給与関係の書類が無く不明としているが、「申立期間の欠落原因がA社C支店及びA社B支店のいずれかにおいて届出が誤っていたことによるかもしれない。」と供述している上、社会保険庁の被保険者記録において、事業所の整理記号が確認できた昭和30年から37年までの間に両支店で厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、両支店での勤務前後にも同社での被保険者記録がある22人について確認したところ、申立人を含めて8人、延べ14件に被保険者期間の欠落（不継続）が見られることから、事業主は、申立人のA社B支店における資格取得日を30年6月12日、資格喪失日を同年10月20日として届け出るべきところ、資格取得日を同年7月1日に、資格喪失日を同年9月30日として届け、さらに、同社C支店における資格取得日を同年10月20日として届け出るべきところ、同年11月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月、同年9月及び同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず、（昭和30年9月分保険料については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間③の厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間④のうち、昭和57年6月から58年2月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年3月から同年6月まで
(B社)
② 昭和53年7月から同年10月まで
(C社)
③ 昭和55年10月1日から56年4月1日まで
(A社)
④ 昭和57年5月25日から58年3月1日まで
(D社)
⑤ 昭和61年6月から同年10月まで
(E社)
⑥ 平成元年7月から2年12月まで
(F社)

厚生年金保険の加入歴を照会したところ、申立期間①、②、⑤及び⑥についての加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間③については、勤務期間が異なり、標準報酬月額も間違っていると思う。申立期間④につい

ても、標準報酬月額が間違っていると思う。仕事柄、ケガをいつするか分からないので、健康保険の有無についてはいつも気にしており、厚生年金保険にも入っていたはずである。

これらの期間において、勤務していたことは間違いなく、給与明細書も保管しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めるとともに標準報酬月額の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、雇用保険被保険者記録、申立人が提出したA社における給与明細書から判断すると、申立人が同事業所に昭和 56 年 3 月 31 日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、当時の役員に照会しても、事務を担当していた役員は既に死亡しており確認できる資料も無いため、不明と回答しており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、現存する給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から、申立期間④のうち、昭和 57 年 6 月から 58 年 2 月までの期間については 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額

に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、B社が保管する昭和 53 年 2 月以降に作成され、提出があった履歴書から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間において、健康保険の整理番号にも欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないため、同僚から供述を得ることができず、同時期に入社したと思われる者に照会したところ、申立人を記憶している者もいるが、勤務期間は記憶していないとの回答しか得られない。

さらに、申立人は申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、保険料の控除に関する具体的な記憶も無い。

加えて、当該事業所は、上記の履歴書以外の人事記録等を保管していないと回答していることから、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 4 申立期間②については、事業所名が記載された昭和 53 年 7 月分の給与明細書を申立人が所持していることから、同時期にC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該給与明細書の「厚生年金」の項目は空欄になっており、保険料が控除されていたことが確認できず、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、当該事業所は、平成 4 年 10 月 19 日にG社と商号変更した後の 8 年 6 月 1 日に解散しているため、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 5 申立期間⑤については、事業所名が記載された昭和 61 年 8 月から同年 10 月までの給与明細書を申立人が所持していることから、申立人が同時期に

E社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該給与明細書の「厚生年金」の項目は空欄になっており、保険料が控除されていたことが確認できず、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 10 月 1 日であり、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、その後、H社と名称を変更しているものの、社会保険事務所の記録によれば、平成 9 年 12 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 6 申立期間⑥については、申立人が提出した名刺やF社の事務担当者の供述、及び同社が保管する昭和 61 年 5 月以降に作成され、提出があった申立人の履歴書から判断して、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が無い上、申立期間において、健康保険の整理番号にも欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、保険料の控除に関する具体的な記憶も無い。

加えて、当該事業所は、上記履歴書以外の人事記録等を保管していないことから、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 7 このほか、申立人の申立期間①、②、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和25年9月17日、資格喪失日は27年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年9月から27年4月までは3,000円、同年5月から同年9月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年5月から27年9月まで
② 昭和27年10月から30年10月まで
③ 昭和33年ごろから35年ごろまで
④ 昭和55年5月1日から56年3月1日まで

申立期間①については、A社で正社員として外商の仕事をしており、申立期間②については、B社（現在は、C社。）及び同社D支店において洋服の販売の仕事をしており、申立期間③については、E社F営業所において営業の仕事をしてきたが、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを調査してほしい。

申立期間④については、G社に勤めたが、同社の事業主は私であり、厚生年金保険に加入していないことは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（原簿）（以下、「被保険者台帳」という。）により、申立期間①において、申立人と同一氏名で生年月日が異なる者（以下、仮に「H氏」という。）は、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和25年9月17日に取得し、同資格を27年10月1日に喪失したことが確認できる。

また、H氏の記録は、氏名、性別及び申立人が供述する勤務地とが一致するとともに、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、H氏の記録は、申立人に係るものであると認められる。

一方、申立期間①のうち昭和25年9月17日以前の期間については、当該事業所に照会しても「当時の書類等は残っておらず、はっきりとしたことは分からない。」と回答しており、当時の同僚から聴取しても申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な情報は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実が確認できない。

また、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を申立人は所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年9月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、昭和25年9月17日から27年10月1日までの標準報酬月額については、被保険者台帳の記録により、25年9月から27年4月までは3,000円、同年5月から同年9月までは7,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、被保険者名簿に記録がある同僚3人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社及び同社D支店に勤務していたことの可能性は否定できない。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和32年5月1日であることが確認でき、申立期間②における適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は昭和30年11月1日から別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同事業所が厚生年金の適用事業所となった時点において、同事業所に勤務していなかったと考えられる上、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿において、申立人の記録は確認できない。

さらに、B社の当時の事業主の親族は、「B社は、株式会社になるまでは厚生年金保険に加入していなかった。また、当時の資料は無い。」とし、同僚3人も「B社は、株式会社になって厚生年金保険に加入した。」と供述している。

一方、申立人は、「B社D支店ができたときに、同支店に転勤した。」と述べており、同僚3人は、「D支店を出店したのは昭和28年ごろであり、

同支店はB社が法人化された際に個人事業主の商店として独立した。また、同支店は『I社』という名称も使用していた。」と供述しているが、社会保険庁の記録において、B社D支店又は「I社」が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できず、また、同支店の事業主は既に死亡している上、同支店に勤務したとする同僚の厚生年金保険被保険者記録においても、同支店における記録は確認できず、当該同僚は「申立人は知らない。また、同支店は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、申立人の同支店における勤務実態及び厚生年金保険の適用に関する情報は得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人が名前を挙げる同僚で、E社F営業所の当時の事業主の妻の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認はできない。

また、事業主の妻は、「当時、事業主であった夫はすでに死亡しているが、商品の営業社員と婦人社員は、当時厚生年金保険には加入していなかった。また、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所では無く、夫も私も厚生年金保険に加入していなかったので、申立人も厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、同僚の特定ができないことから同僚の供述も得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 4 申立期間④については、申立人が当時の勤務内容等を詳細に記憶していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していた可能性を否定することはできない。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認はできない上、法務局においても同事業所の登記を確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、同僚を特定することができないことから同僚の供述も得られず、事業主であった申立人は、当時の資料は無いと述べていることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 5 加えて、申立期間②、③及び④については、申立人は、厚生年金保険料を

各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、これらの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月1日から39年3月30日まで
② 昭和39年5月1日から同年7月26日まで
③ 昭和41年10月21日から42年8月21日まで

社会保険事務所に年金記録を確認してもらったところ、A組合、B社及びC社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給している旨回答を受けたが、受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給対象期間の最終事業所とされているC社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和43年10月4日に支給決定されたこととなっており、また、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚についても、同人の同資格喪失日から約2年8か月後に支給決定されていることから判断すると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、支給対象期間の最終事業所とされているC社に勤務していた期間のみでは脱退手当金の受給資格を満たすことができないなか、当該期間直前のD社における被保険者期間がその計算基礎とされておらず、本人が脱退手当金の支給請求をしていたのであれば、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日とされている昭和43年10月4日から約3か月前の同年7月18日に国民年金に任意加入しており、厚生年

金保険の脱退手当金の受給と国民年金の任意加入という相反する手続をほぼ同時期に行うことは考え難く、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から同年9月1日まで

昭和36年2月10日にA社に入社し、C社（昭和43年12月にD社に名称変更。）に一時出向したが、平成19年12月31日に退職するまで継続して勤務しており、社会保険料も控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した在籍期間証明書、申立人がC社在籍中にA社が授与した「精励恪勤十年表彰状」の写し、事業所名は確認できないがE市所在の事業所に係る雇用保険被保険者記録、A社が保管する「個人記録表」及び「異動簿」などから判断すると、申立人が、A社からその関連会社であるC社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店からC社への出向は、上記資料、A社の商業登記簿、C社に係る社会保険事務所保管の事業所別被保険者名簿、及び複数の同僚の両事業所間の異動記録から、関連事業所間における異動であると認められる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年7月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月1日、資格喪失日に係る記録を41年1月13日とし、39年8月から40年3月までの標準報酬月額を3万円、同年4月から同年12月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月ごろから37年11月1日まで
② 昭和39年8月1日から41年1月13日まで

結婚前から勤務していたA社に婚姻後も継続して勤務していたが、妻の記憶では国民年金や国民健康保険のように自分で保険料を納付した記憶が無いとしていることから、保険料を給与から控除される厚生年金保険の被保険者ではなかったかと思うが、私自身には明確な記憶は無い。

A社の事業主は既に死亡しているが、当時、同事業所で一緒に就労していた者として、B、Cの名前を記憶しているので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社における厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚のうち、連絡が取れた5人に照会したところ、申立人が氏名を記憶していた同僚一人を含む二人は、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶している旨供述しており、そのうちの一人は、申立人が同事業所におおむね申立期間②の期間、勤務していたことを記憶している旨供述していること、及び申立人の申立内容は、同事業所を退職後、直ちに次の勤務先に就職したと供述しており、具体的で信憑性^{びよう}が高いと判断されることから総合的に判断すると、申立人が申立期間②において同事業所に勤務していたことを推認することができ

る。

また、別の同僚は、同事業所には、事業主のほか、板金工が一人、塗装工が二人（職人及び見習が各一人）、整備工が4人（職人及び見習が各二人）いたとしていること、申立人は、自分は塗装工（職人）で部下に見習いが一人いたとしていること、申立人及び同僚が供述した当時の同事業所の従業員数と社会保険庁の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人は、職人であったとしていることから、職種は異なるものの同じ職人で生年月日が近い同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、昭和39年8月から40年3月までの標準報酬月額を3万円とし、同年4月から同年12月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同事業所は廃業しており、当時の事業主も生存していないことから供述を得ることができないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番が無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年8月から40年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和37年8月1日であり、申立期間①のうち、35年6月ごろから37年8月1日までの期間については、同事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当該事業所は、昭和48年2月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡している上、同僚から聴取しても当時の厚生年金保険の適用状況に係る供述等も得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和 33 年 3 月 1 日に訂正し、同年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D支店における資格喪失日に係る記録を昭和 39 年 2 月 6 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 6 月 19 日から 35 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 2 月 6 日まで

申立期間①及び②については、昭和 33 年 3 月に高校卒業と同時にA社B出張所に就職し、同年 12 月に同社E営業所の設立に際し転勤となったものの、継続して勤務していた。

また、申立期間③については、C社D支店から同社本社への転勤であり、継続して勤務していた。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する昭和 38 年 9 月 3 日付けのF県立高等学校の卒業証明書により申立人の同校卒業が 33 年 3 月 1 日であることが確認できること、及びA社B出張所において、申立人の資格取得日と同日である同年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同

僚が「自分が入社した時には、申立人は既にA社に勤務しており、自分の厚生年金保険加入は入社と同時であった。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時の当該事業所の事務担当者は「従業員に入社後の試用期間等は無く、全員入社した月から厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、昭和28年から33年までの間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同一業務を担当していた者に照会した結果、供述の得られた3人が「自分の厚生年金保険加入は入社と同時である。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は平成5年4月に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日にかかる届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③については、申立人と同時にC社D支店から同社本社に転勤した同一業務担当の同僚が「自分と申立人は一緒に転勤し、申立人も申立期間について継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人が、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことを推認できる。

また、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は、空白無く継続している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務（昭和39年2月6日にC社D支店から同社本社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 40 年 3 月に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日にかかる届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②については、申立人の保管する書簡及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和 33 年 12 月に A 社 B 出張所から同社 E 営業所に異動し、継続して勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A 社 E 営業所は、昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人を含む従業員全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間においては、同事業所は適用事業所に該当していなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は平成 5 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、当時の同僚で連絡の取れた一人に聴取したところ、「当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況については分からない。」と供述していることから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び同年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 2 月から同年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月は 5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 27 年 11 月まで

私は、昭和 26 年 4 月から 28 年 6 月まで A 社 B 出張所に運転手助手として勤務していたが、同事業所に勤務していた年下の女性が厚生年金保険に加入していた記録があるのに、私が厚生年金保険に加入していないことは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社 B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）に記録が確認できる 3 人の同僚の供述及び申立人の勤務内容に関する詳細な記憶並びに申立人が提出した同事業所勤務時に同僚と写った複数の写真から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる上、申立人は石炭を扱う個人商店を営んでいた知人から「18 歳になるまでうちで働けば C 社 D 鉱業所に入社させるから、昭和 27 年 12 月からうちで働いてほしい。」と懇願されたので、同年 11 月中に当該事業所を退職したと主張しており、当該事業所を退職するに至る事実経過の説明は、具体性があり、かつ、社会保険庁の記録により、申立人が 29 年 3 月から C 社 D 鉱業所において厚生年金保険被保険者

資格を取得していることが確認できることとも符合し、信ぴょう性も認められることから、申立人は少なくとも27年2月1日から同年10月末日までの期間について勤務していたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所に保管する当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の記録は確認できないものの、同被保険者名簿は、当該事業所を管轄する社会保険事務所が火災にあった際に焼失されたものを、修復したものであるが、健康保険の整理番号に欠番が多く見られるとともに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の記録により、同事業所には47人前後の被保険者がいたと考えられるにもかかわらず、同被保険者名簿には8人の記録しか記載されておらず、社会保険事務所による加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

加えて、当時、給与や社会保険関係の事務を一部担当していた現場責任者は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除しており、他の従業員と違いは無かった。」と供述しており、当該事業所の被保険者名簿に記録が確認できる他の同僚から聴取しても、「申立人は、他の従業員と違う点は無かったので、申立人も厚生年金保険に入っていたと思う。」との供述が得られている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和27年2月1日から同年10月31日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められるとともに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、事業主は、申立人が同年2月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年11月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち昭和27年2月から同年10月までの標準報酬月額については、当該事業所において被保険者名簿の記録がある者に係る社会保険事務所の記録から同年2月から同年9月までは6,000円、同年10月は5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年4月から27年2月1日までの期間については、社会保険庁の記録においてA社B出張所が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できない。

また、当時、給与や社会保険関係の事務を一部担当していた上司は、「昭和25年4月から28年6月まで厚生年金保険料を控除していた。」と供述するものの、A社B出張所は、昭和28年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法務局においても同事業所の登記は確認できず、同事業所の本社も45年11月14日に破産終結していることが法務局の登記により確認できる上、他の同僚から聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用に関する有力な情報は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実が確認できないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月14日から30年10月1日まで

A社B鉱業所において、昭和20年10月14日から坑内工として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、30年10月1日から坑内勤務（第3種被保険者）とされている。20年10月14日から坑内勤務であることは、A社清算事業所が保管していた労働者鉱員名簿及び索引簿に記録されており、また、当時の坑内主任及び同僚の証明書からも坑内勤務であることは明らかであるので、申立期間に係る被保険者種別を変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社清算事業所が保管していた「労働者鉱員名簿」では、申立人が昭和20年10月14日から坑口名「二坑」の坑内工を意味する「二坑工」との記録があり、申立人の種別は「坑内」と記録されていることが確認できるが、当該名簿においては、申立人が第3種被保険者となったとされる「30年10月1日」の日付に係る記録は確認できない。また、同清算事業所が保管していた23年3月から25年5月までの「索引簿」においても、二坑工を意味する「二工」との記録が確認できることから、申立期間当時、申立人は当該事業所において坑内員として勤務していたことが認められる。

また、当時、当該事業所に勤務していた申立人の上司である坑内主任及び同僚7人は、いずれも「申立期間当時は、申立人は、坑内工として勤務していた。」との証言書を提出しており、これら同僚については厚生年金保険第3種

被保険者であることが確認でき、うち、二人は申立人と同様に坑内工として勤務していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿は火災で焼失しており、現存する名簿は事業所に保管されていた資料等をもとに復元されたものであり、当時のすべての厚生年金保険被保険者の記録を確認することはできないものの、同名簿から、申立人と年齢が近く、かつ、同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した8人（第1種被保険者4人、第3種被保険者4人）について標準報酬等級を比較すると、申立期間中の29年10月1日の時点で、第1種被保険者である者は6等級から8等級までであるのに対し、第3種被保険者である者は8等級から12等級までとなっており、被保険者種別により等級の格差が確認できる。これに対し、申立人の同日時点の標準報酬等級は11等級であり、また、申立人が第3種被保険者となったと主張している後の21年4月1日時点においても、申立人の標準報酬等級は第1種被保険者に比較して高くなっており、申立期間当時、申立人の標準報酬等級は第3種被保険者の標準報酬等級と同様の推移であることが確認できることから、申立人は申立期間において第3種被保険者である坑内員として勤務していたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社清算事業所は、当時の届出等に係る関係書類は、昭和44年の会社解散後焼却処分しており保存していないとしているが、事業主による厚生年金保険の第3種被保険者資格取得届、報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第3種被保険者資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る20年10月から30年9月までの第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①、及び②のうち昭和44年10月1日から45年6月25日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和43年8月29日）、及び資格取得日に係る記録（昭和43年12月1日）を取り消すとともに、同事業所における資格喪失日に係る記録を45年6月25日に訂正し、43年8月から同年11月までの標準報酬月額を2万円、44年10月から45年5月までの標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年8月29日から同年12月1日まで
② 昭和44年10月1日から45年8月まで
③ 昭和47年1月から49年1月まで
④ 平成8年4月から9年2月1日まで
⑤ 平成9年2月14日から同年4月まで

申立期間①及び②に係るA社では、昭和43年7月から45年8月まで販売担当として継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間がある。

申立期間③に係るB社（現在は、C社。）では、運転手として2年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間④及び⑤に係るD社では、平成8年4月から約1年間勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は1か月のみである。

これら申立期間において、各事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、

昭和 43 年 7 月 1 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年 8 月 29 日に被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に同事業所において被保険者資格を再取得し、44 年 10 月 1 日に被保険者資格を再喪失しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

しかしながら、申立人と同様に、昭和 43 年 7 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間①及び②において販売担当として勤務していた申立人の同僚一人は、「申立人は、申立期間当時、販売担当として勤務形態及び業務内容等に変更は無く、途中退職することなく 2 年程度継続して勤務していた。また、販売担当は、私と申立人以外に 3 人いたと記憶している。」と供述しており、当該同僚及び当該同僚が販売担当として名前を挙げた同僚 3 人のうち二人は、43 年 7 月 1 日から申立期間①及び②を含め厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認でき、残りの一人は 44 年 5 月 15 日から申立期間②を含め被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、申立人と同様に、昭和 43 年 7 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間①及び②において事務担当として勤務していた申立人の同僚一人は、「申立人は、申立期間当時、途中退職することなく継続して勤務していた記憶がある。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は申立期間①及び②を含め継続していることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、当該事業所において、申立期間②の一部を含む昭和 44 年 3 月 20 日から 45 年 6 月 24 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

このほか、申立人及び申立人の同僚二人は、申立期間当時、当該事業所における従業員は二十数人であったと供述しているのに対し、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数は 25 人であることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 43 年 7 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45 年 6 月 25 日に被保険者資格を喪失し、申立期間①、及び②のうち 44 年 10 月から 45 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 43 年 7 月及び同年 12 月の社会保険事務所の記録から 2 万円、申立期間②のうち 44 年 10 月から 45 年 5 月までの標準報酬月額については、申立人の同事業所における同年 9 月の社会保険事務所の記録及び申立人の同僚の記録から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなってお

り、当時の事業主の連絡先も不明であるため明らかでないが、事業主による資格喪失・取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月から同年11月までの期間及び44年10月から45年5月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、申立人がB社における同僚として名前を挙げた者3人のうち二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和48年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部について適用事業所としての記録は確認できず、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間のうち適用事業所となった同日以降の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、C社に照会したところ、「当時の事業主は、申立人を記憶しているが、当時の関係書類等が無いため、申立ての事実を確認できない。また、当時は試用期間があり、臨時で働いていた者もいたと思われる。」と回答しており、このほか同事業所に勤務していた申立人の同僚等から供述を得ることができない上、申立人が名前を挙げた当時の同僚3人のうち一人の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④及び⑤について、申立人がD社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険庁の記録により確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、申立人は、平成9年2月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年2月14日に被保険者資格を喪失しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同記録によれば、同年2月21日に申立人の健康保険被保険者証が回収されていることが確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主等の連絡先が不明のため照会することができない上、平成8年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し同年11月1日に被保険者資格を喪失している申立人の同僚に聴取したところ、「申立人は私より少し前に入社していたと思うが、具体的な勤務期間や厚生年金保険の適用については分からない。当時、従業員は10人程度いたが、給与の手取り額を多くするため、社会保険に加入しない従業員もいたと記憶している。」と供述しているのに対し、当該同僚の厚生年金保険被保険者期間において、被保険者資格を取得していることが確認できる者は4人から8人であることから、当時、同事業所では、厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年5月31日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を5年5月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A病院で医療業務従事者として平成4年7月から5年6月まで勤務していた期間の被保険者資格喪失日が4年10月1日となっているとの回答があった。

当時の給与明細書及び源泉徴収票により厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人は、A病院における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成4年10月1日から5年5月31日まで同事業所に継続して勤務していたことが認められる上、申立人が提出した同事業所における同年1月分の給与明細書、4年分及び5年分の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間のうち、4年10月から5年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した当該事業所における平成5年1月分の給与明細書、4年分及び5年分の源泉徴収票から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所では不明としているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険

被保険者資格喪失確認通知書により申立人の資格喪失日は平成4年10月1日であることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から5年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 6 月まで
申立期間について、国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。
私は当時、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市。）に居住しており、申立期間の国民年金保険料については、妻が町役場で納めていたとしていることから、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の妻は、国民年金保険料を C 町役場窓口で毎月納付していたと主張しているものの、D 市役所には申立人に係る国民年金被保険者名簿が保存されていないために納付記録を確認することができず、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が現在居住する E 市 F 区役所が保管する国民年金被保険者名簿でも、C 町に居住していた当時、申立人の妻が納付したとする申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認ができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び E 市 F 区役所が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を 60 年 10 月 30 日に過年度納付により一括納付したことが記録されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 9 月 27 日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の保険料については、申立人の妻が申立人の国民年金手帳記号番号の払出後に、過年度納付が可能である限界までさかのぼって保険料を一括納付したものと推認でき、申立人の妻が毎月保険料を納めていたとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は、昭和 60 年 8 月 21 日に C 町に転入し、62 年 3 月 25 日には E 市に転出していることが確認でき、申立期間のうち、同年 4 月から 63 年 6 月までの期間については、C 町役場において国民年金保険料を直接納めることができなかつたものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 3 月まで
申立期間について、国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。
私は当時、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市。）に居住しており、申立期間について、町役場で保険料を夫の分と一緒に納めていたと記憶しているため、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料を当時の C 町役場で毎月納付していたと主張するものの、当時居住していた C 町が作成し、D 市が保管している国民年金被保険者名簿及び現在居住する E 市 F 区が保管している国民年金被保険者名簿において、申立期間における申立人の納付記録を確認することはできない。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 9 月 27 日に払い出されていること、及び申立人の夫に係る 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料が 60 年 10 月 30 日に過年度納付により一括納付されていることが確認できることから、申立人が夫の保険料と併せ自身の保険料を毎月役場窓口で納付していたとの申立内容と符合しない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 56 年 9 月まで

昭和 50 年 7 月 4 日に A 市役所を退職後、国民健康保険証が無かったため、その手続に行った時、国民年金の加入も勧められた。同日、担当者に年金手帳に加入年月日を記入された。国民健康保険に加入したいきさつは、同年 8 月が妻の出産予定日だったので、はっきりと記憶している。

また、4 年後に次の子ができ未熟児だったので、国民健康保険証を使用したため、正常分娩^{べん}であれば 30 万円ぐらいの費用であるのに 20 万円ぐらいで済んだことも記憶している。

国民年金保険料は妻が納付しており、妻は自分自身の保険料は納付していなかったが、私の保険料は、いつも、女性の集金人が来てくれたので、その人に納付し、役所に持って行った^{おぼ}覚えはないと言っている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 市 B 区役所の記録より、申立人夫婦は、昭和 51 年 8 月 7 日から 56 年 10 月 1 日までの期間については法定免除の要件を満たしていることから、同年 10 月から国民年金保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、

ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 4 月に、A 区役所で国民年金の加入手続を行った。

当時、私は企業奨学生で昼間は働き、夜は学校へ通っており、仕事の合間に国民年金保険料を払いに行っていた。

領収書等の証拠は無いが、B 郵便局又は C 銀行 D 支店で納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

A 区が発行した「国民年金便り」（昭和 60 年度版）において、申立期間当時の国民年金保険料の納付は、納付者（被保険者等）が 1 か月、3 か月、6 か月及び 1 年単位納付のいずれかを選択し、同区は、この選択に応じた納付単位で納付書を作成していたことが確認でき、同区への照会の結果、1 か月単位の納付書により納付した場合には、前月までに未納月がある場合においても、納付書に記載された月の国民年金保険料として収納し、前詰めなどは行っていなかったと回答しており、申立人の昭和 60 年 4 月及び同年 8 月のみが納付済みとなっていることに不自然さは無い。

また、申立人は、納付場所の記憶はあるものの、納付した期間、納付した金額等についての記憶は明瞭^{めいりょう}でなく、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である上、申立人自身も申立期間の国民年金保険料を納付したという確信はないと供述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を

納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの期間及び55年4月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から53年3月まで
② 昭和55年4月から62年7月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②については未納若しくは申請免除の期間とされている旨の回答であった。

昭和44年ごろに自営業を開業しており、事務所に集金人が訪れた際に国民年金に加入し、新聞の集金等と同じような感覚で納付し続けていた。

また、自営業の方は年々取引先が増え、業績も伸びており順調だったので、免除を申請したことも無いと記憶しており、回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立人の妻も申立人とほぼ同様に国民年金保険料が未納若しくは免除とされており、記録されている内容は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年1月に払い出されているものと推察でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、55 年 10 月から 58 年 9 月までの期間、59 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 58 年 9 月まで
③ 昭和 59 年 5 月から同年 9 月まで
④ 昭和 60 年 10 月から平成元年 3 月まで

申立期間①については、当時、A市B区Cに家族と住んでおり、国民年金保険料は主にD銀行E支店で納付していた。

申立期間②、③及び④については、結婚してA市B区Fに住んでおり、近くにあったG銀行などで、国民健康保険料などと一緒に私と元夫の国民年金保険料を納付していたはずである。また、昭和 57 年か 58 年ごろA市B区役所の保険年金課に勤務した時、自分の国民年金記録を見た記憶があるので、申立期間について未納又は未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付先については記憶しているものの、納付した金額等に関する記憶は明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成元年 10 月から同年 11 月ごろと推定されるが、この時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手

帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②、③及び④については、申立人が申立人の元夫の国民年金保険料も併せて一緒に納付していたと主張しているが、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立人の元夫に係る保険料も既に時効により納付できない期間が認められる上、申立人の元夫も同人が厚生年金保険の被保険者であった期間を除く申立期間において未納とされていることが確認できる。

なお、申立人は、昭和 57 年か 58 年ごろ、A市B区役所の保険年金課に非常勤職員として勤務した際、自身の国民年金記録を見た記憶があると主張しているが、A市は、申立人が 58 年 2 月 1 日から同月 28 日まで、B区役所の保険年金課において臨時的任用職員として勤務していたことが確認できるものの、申立人が自身の国民年金記録を見ることができる業務を担当していたかどうかは不明であると回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 6 月まで

平成 19 年 11 月に、私の年金記録を調査してもらったところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の国民年金保険料については、A 銀行の預金口座から振替で納付していたはずで、口座振替の記録のある預金通帳も残っている。申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた B 市において、昭和 48 年 4 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人は、49 年 3 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、同市において、再び国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人の主張どおり、申立人名義の A 銀行の総合口座通帳において、申立期間に係る国民年金保険料が口座振替により納付されていることが確認できるものの、B 市が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿には、申立期間について、国民年金保険料を口座振替で納付することを示す押印があるにもかかわらず、申立人の被保険者名簿には、同様の押印等が無いこと、口座振替による国民年金保険料の納付記録は、申立期間のほかに 2 回確認できるが、その全期間又は一部期間が申立人の厚生年金保険加入期間と重なっていること、及び申立人の妻については、口座振替による納付の記録がある期間のすべてに

ついて国民年金保険料が納付済みとされていることから判断すると、預金通帳に国民年金保険料の振替記録は申立人の妻に係るものであると考えるのが自然であり、申立人に係る保険料が納付されたものとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの期間及び同年10月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から47年3月まで
② 昭和47年10月から49年12月まで

昭和45年7月に会社を退職後、すぐに国民年金加入の手続を現在のA市B区役所にて行った。経済的にも困っておらず、国民年金保険料は、納付書によりその都度納付してきており、未納期間があるのはおかしい。すべて納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書により市役所窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市に照会した結果、同市において納付書による保険料の納付方法が全面的に導入されたのは昭和49年度からであり、それまでは、集金人による集金又は市役所窓口での現金による保険料納付（印紙検認方式）であったことが確認できる。

また、申立人が保管する国民年金手帳には、「昭和46年12月17日 任意加入」との記録があることから、申立人は、当時、国民年金手帳を持参し、国民年金への加入手続を行ったことの証左であり、その際、国民年金保険料も納付したとしているものの、国民年金手帳の昭和46年12月分の検認印欄に保険料を納付したことを証する検認印は無く、このほかの申立期間に係る検認印も国民年金手帳には無い。

さらに、申立期間②については、その直後の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料は、過年度納付をすることができる限界である52年4月に過年度納付により納付されたことが確認でき、過年度納付を行うことができなかった49年12月以前の保険料については未納のままとされたものと考え

るのが自然である。

加えて、行政において、6か月の納付済期間を挟む45か月にも及ぶ期間にわたって、保険料が納付されているにもかかわらず国民年金手帳の検認を怠り続けたことは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年11月までの期間及び49年1月から59年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年11月まで
② 昭和49年1月から59年12月まで

私は、現在のA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和44年4月から45年8月までの国民年金保険料については、当時、A市Cで間借りしていた下宿のおばさんに支払ってもらっていた。同年8月から同年11月までの国民年金保険料は、県外のDで、同年11月から46年12月までは、県外のEで、さらに、同年12月から47年6月までは、県外のF市で仕事が休みの時に郵便局で支払った。同年6月から48年8月までの保険料については、県外のG市で仕事先の親方の奥さんに支払ってもらい、同年8月から51年3月までは、当時居住していたA市のH郵便局で、同年3月から59年12月までは、同市Iに居住していたので仕事の行き帰りやその合間に、郵便局、銀行にて支払っていた。申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年3月に社会保険事務所で払い出されているものの59年5月に取り消されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該国民年金手帳記号番号が払い出された58年3月時点において、申立期間①及び②の大部分（昭和44年4月から55年12月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の基礎年金番号は平成19年11月9日に付されており、申立人は、昭和43年12月にさかのぼって国

民年金の強制加入被保険者資格を取得するとともに、平成 19 年 11 月 22 日に、17 年 10 月から 19 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年 4 月から 20 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるものの、基礎年金番号が付された時点では、申立期間①及び②はいずれも時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入時期、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 9 月まで

A 市 B 町 (現在は、A 市 C 区。) に在住していたころ、社会保険事務所から、国民年金保険料の納付案内書が送付されてきた。未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付すれば 60 歳になるまでに国民年金の受給資格が得られるという内容だったので、案内書と一緒に送付された納付書で亡夫が毎年 1 万円余を郵便局で納付していたのに、未納の期間があることには納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管する社会保険事務所の納付案内書により、申立人の国民年金保険料は昭和 37 年 10 月から 47 年 9 月までが未納とされており、5 年 2 か月 (62 か月) 以上の国民年金保険料を特例納付しなければ国民年金の受給資格を得られない旨及び同封の納付書に所定の事項 (住所、氏名、金額、納めようとする期間) を記入して納めるよう促す旨の文言が記載されていることが確認でき、また、申立人は、この 62 か月分の未納の国民年金保険料を特例納付することを目標に、国民年金保険料を特例納付しようとしていたことが、申立人の妻が保管する国民年金保険料の領収書により確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録により、特例納付以外の方法では納付できない 37 年 10 月から 42 年 11 月までの 62 か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成 3 年 9 月に、申立人の昭和 37 年 8 月から 41 年 8 月までの厚生年金保険被保険者期間の得喪記録が追加

されたことに伴い、当該期間に係る 49 か月分の国民年金保険料が、その時点において未納とされていた 42 年 12 月から 47 年 9 月までの期間のうち、申立期間直前の 42 年 12 月から 46 年 12 月までの期間の保険料として充当されていることが確認できることから、申立期間は当該国民年金保険料が充当された後の残余の未納期間と考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月まで

私は、国民年金保険料が未納とされている申立期間のころは、両親と一緒にA市やB市で商店を営んでおり、店が繁盛していたため国民年金保険料の納付に困るような経済状況ではなかった。また、商売を営んでおり、国民年金保険料を納付しないと信用に関わるので、保険料の未納は絶対できなかった。記憶は定かではないが、国民年金の加入手続は私が行い、両親が集金人に国民年金保険料を支払っていたと思う。申立期間以外は完納しているので申立期間の保険料が未納になっていることは考えられない。申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 8 月に申立人の両親と連番で払い出されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の生年月日と 1 日異なる日付で記載されているものの、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部（昭和 39 年 3 月から同年 6 月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立期間のうち昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月までの期間は過年度納付以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間であることから、集金人を通じて当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、社会保険庁の特殊台帳においても、申立期間に係る国民年金保険料が過年度納付されたことをうかがわせる記

録は確認できない。

さらに、申立人の父親は昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの、また、申立人の母親は 40 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるとともに、申立人の両親については、国民年金に加入した時点において、60 歳到達時までには国民年金の受給資格取得に必要な納付可能期間が不足することが見込まれることから過年度納付を行う積極的事情が認められるものの、申立人については、国民年金に加入した時点において、60 歳到達時までには国民年金の受給資格取得に必要な納付可能期間は十分であったことから、過年度納付を行う必要性は乏しかったものと考えられる。

加えて、申立人自身は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年1月までの期間及び同年9月から52年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から48年1月まで
② 昭和48年9月から52年8月まで

平成12年に「年金手帳の記号番号調査のお願い」が送られてきたので、厚生年金保険の加入期間に漏れがあることに気づき社会保険業務センターに連絡したところ、厚生年金保険加入期間以外は、国民年金の加入手続がなされ国民年金保険料は納付済みになっているとの返答を得た。

その後、夫の年金加入記録を調べている時に、私の分の年金加入記録も照会したところ、未納期間があることを知った。

申立期間①のころは、私は個人営業の見習いをしており、A市B区Cに住んでいたと思うが、同市D区に住所を置いていたかも知れない。国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は母にしてもらっており、その国民年金保険料領収書は、母が亡くなる時まであり、私も見た記憶があるが、現在は紛失して無い。

申立期間②のころは、私自身がA市B区役所の窓口で国民年金保険料を納付しており、昭和52年から銀行等の口座振込にした。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和52年9月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し年金手帳の交付を受けていることが確認でき、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立人が強制加入被保険者とされている申立期間①は時効により国民年

金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和 49 年 4 月から 52 年 8 月までの期間については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者とされていた期間であり、申立人が 52 年 9 月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した時点では、申立人は、さかのぼって国民年金に加入することはできず、国民年金保険料も納付することはできない期間であったと考えられる。

さらに、申立期間②のうち、昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月までの期間については、申立人は、本来、強制加入被保険者とされるべきところ、当該期間も任意加入対象者とされ国民年金の未加入期間とされているものの、仮に、申立人が強制加入被保険者とされていたとしても、申立人が任意加入被保険者資格を取得した 52 年 9 月時点においては、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

加えて、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び申立人に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 21 日から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 6 月 12 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 9 月 10 日まで
④ 昭和 45 年 2 月 14 日から 46 年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①（A社）、②（B社）及び③（C 専門学校事業部）並びに④（D社）及び⑤（E社）の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の受給手続を行った^{おぼ}憶えは無く、同手当金の受給を受けた記憶も無い。調査の上、脱退手当金を支給したとの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人のA社及びC専門学校事業部、及びE社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①、②及び③並びに④及び⑤の2回について支給された脱退手当金は、それぞれの期間に対する支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①、②及び③については、最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後に、また、申立期間④及び⑤については、資格喪失日から約2か月後に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

申立期間④及び⑤については、申立人が脱退手当金の基礎として、最後に勤務していたE社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和44年4月から46年12月までに被保険者資格を取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である47年12月前後に被保険者資格を喪失し、か

つ、脱退手当金が支給された者二人について社会保険庁の脱退手当金支給記録を確認したところ、いずれも4か月から7か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、同名簿には脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」の表示が記されている。

また、C専門学校事業部及びE社における申立人の同僚は、いずれも退職時には当該事業所より脱退手当金制度に関する説明は無かったとし、E社の同僚のうちの一人名は、自身で脱退手当金の請求を行ったと供述していることを勘案すると、申立期間当時、被保険者自らが脱退手当金の請求手続を行っていたことの可能性が高いことがうかがえる。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 19 日から 34 年 3 月 10 日まで

私は、長男の出産に備えるためにA社本社工場を昭和 33 年 9 月 20 日に退職した記憶があるのに、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 34 年 3 月 10 日とされており、でたらめな年金記録と言うしかないので、記録の訂正をしてほしい。

また、社会保険事務所の記録では、昭和 34 年 9 月 28 日に脱退手当金を受給したとされているが、私は脱退手当金を請求したことも無ければ、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 34 年 9 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の承継事業所であるB社には、当時の脱退手当金に関する資料が無く、当該事業所における脱退手当金の処理状況を確認することができないものの、脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期である。

さらに、申立人は、A社本社工場の退職日を昭和 33 年 9 月 20 日と主張するとともに、「会社に退職願を提出していないし、退職辞令を受け取っていない。退職の申出をどのようにしたか憶^{おぼ}えていないし、厚生年金保険被保険者証は、会社が保管したままで私は受け取っていない。」、「出産手当金や出産一時金を受け取っていないし、退職に際しての健康保険証の返却に関する記憶も無い。」と供述しているものの、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年

金保険被保険者名簿に資格喪失日が34年3月10日であることが記載されている上、申立人に健康保険に係る保険給付を行った「給」の押印や、健康保険証を返却したことを示す「証返」の押印があることから、当該事業所の退職日を33年9月20日とする申立人の記憶は不明確である。

加えて、B社に照会した結果、当時の人事記録等が無く、申立人の当該事業所の退職日を確認することができないと回答しており、申立人が名前を挙げる同僚や健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある者から聴取しても申立人を知っているとする者は一人のみである上、申立人の離職時期に関する記憶は無いとの供述しか得られず、このほか、申立人の資格喪失日に係る社会保険事務所の記録に疑問を生じさせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 2 日まで
② 昭和 39 年 3 月 2 日から 41 年 7 月 1 日まで

私は高校を卒業後に、A社（後に「B社」に名称を変更。）に入社した後、昭和 41 年 6 月 30 日に結婚のため退職し、C市の実家から、D区に転居した。

当該事業所を退職した時に脱退手当金の申込みをしたことも、手当金をもらった記憶も無い。私には、脱退手当金を請求する理由が無いので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る「備考」欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 41 年 10 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間に係る事業所で厚生年金保険被保険者証を受け取り、申立期間後に入社した事業所に提出したと主張しているところ、申立期間と申立期間後における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は相違しており、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間に係る事業所を退職した後、約4か月後の昭和 41 年 10 月 31 日に別の事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、この事業所での被保険者資格を喪失後の 42 年 9 月から 50 年 11 月までは国民年金に未加入である。

加えて、申立人は、厚生年金保険被保険者証は所持しておらず、申立人か

ら聴取しても受給した記憶が無く、受給する理由が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 3 月 31 日から 60 年 3 月 31 日まで

A社（昭和 59 年 1 月 19 日以降は、B社。）で勤務していた厚生年金保険被保険者期間は、社会保険事務所の平成 20 年 1 月 22 日付け被保険者記録照会回答票では、昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 3 月 31 日までとされているが、少なくとも 1 年以上は勤務していたので、被保険者期間とされる期間から前後 1 年ずつの期間についても被保険者であったか否かを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、公共職業安定所の雇用保険記録により、申立人は昭和 58 年 6 月 21 日からA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 58 年 10 月 1 日であり、当該事業所は申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所としての記録の確認はできない。

また、当該事業所の元代表取締役は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 58 年 10 月 1 日であり、申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であると回答している上、同人から提出された、当該事業所が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）の資格取得年月日欄には、「昭和 58.10.1」と記載され、被保険者台帳（写し）の申立人の取得年月日欄にも「58・10・1」と記載されていることが確認できる。

さらに、同僚から聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況に

ついて具体的な供述が得られず、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっている上、解散していることから当時の人事記録等を確認することができない。

- 2 申立期間②については、公共職業安定所の雇用保険記録では、申立人の離職日は昭和 59 年 3 月 31 日とされており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日）と 1 日相違する。

しかしながら、当該事業所の元代表取締役は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 59 年 3 月 31 日であり、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと回答している上、同人から提出された、当該事業所が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（写し）の資格喪失年月日欄には、「昭和 59.03.31」、備考欄には「退職昭和 59 年 3 月 30 日」と記載され、被保険者台帳（写し）の申立人の喪失年月日欄にも「59・3・31」と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所において、昭和 59 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚に聴取しても「申立人を知らない。」と供述しており、ほかの同僚に聴取しても、申立期間における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の適用状況等についての具体的な供述は得られない。

- 3 加えて、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から同年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社に係る記録が昭和 43 年 5 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間である旨の回答であった。

私は、C県D市に居住していたころ、当該事業所の営業職員として保険契約を2件ほど成立させた記憶はあるが、加入記録がある期間にはD市に居住していないので、回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に係る勤務状況及びその後の転居に至る経緯について具体的に供述している上、当該事業所の保管する営業職員の募集資格登録簿には昭和 42 年 7 月 5 日に入社し、43 年 7 月 31 日に退社と記録されているものの、同登録簿の裏面には、申立人が同年 1 月 18 日にE県に住所を変更している旨のメモが残されており、当該事業所に照会したところ、一般的に、他県に居住する者が同事業所に係る保険契約を取り扱うことは考えにくい旨の回答が得られることから、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は考えられる。

しかしながら、申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 43 年 5 月 1 日、同喪失日が同年 7 月 26 日として社会保険事務所に届け出られていることが確認でき、この記録は社会保険事務所が保管する被保険者原簿及び社会保険庁のオンライン記録と一致し、申立期間において、申立人に係る被保険者資格の取得手続が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人と同一日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる4人の同僚は既に死亡していること等から、当時の勤務の実態について供述を得ることはできず、A社B支社に照会しても、前出の資料は保存されているものの、当時の取扱いについては不明との回答であり、申立期間当時における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年ごろの数か月
(A県B町の炭鉱)
② 昭和40年1月ごろの数か月
(C社)

社会保険事務所に昭和26年から40年ごろまでの間に勤務したA県B町の炭鉱及びC社の2事業所に係る厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できるような書類は持っていないが、当該2事業所に勤務していたのは事実であり、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は勤務していた事業所の名称を正確には記憶していないが、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録がD社E鉱業所において確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、D社E鉱業所が厚生年金保険の適用事業所に初めて該当することとなったのは昭和27年4月1日であり、申立期間においては適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管するD社E鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の入社を勧誘したと申立人が名前を挙げた同僚が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和32年8月から、申立人に係る国民年金保険料の申請免除期間の始期である36年

4月までの間には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主名は不明であり、D社本社の登記簿謄本により当時の住所がA県となっている取締役6人も連絡先が確認できず、被保険者名簿から名前が確認できた同僚二人からも厚生年金保険の適用に関する供述は得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該事業所の厚生年金保険の適用期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

また、当時の事業主は既に死亡しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿で名前が確認できる同僚二人から聴取したが、両人とも申立人の記憶は無い上、厚生年金保険の加入に関する記憶も無く、厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られない。

なお、申立期間②は、国民年金保険料の申請免除期間となっているほか、昭和40年3月からは申立てとは異なる事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間となっている。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 52 年 6 月 1 日まで
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答があった。

しかし、現場で本社や元請会社との連絡等の業務に従事していたA社は途中で辞めることなく継続して勤務しており、B社については、昭和 49 年 8 月 28 日夕方、労災事故が発生したのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のA社に係る申立人の被保険者原票では、申立人については、昭和 43 年 11 月 15 日厚生年金保険被保険者資格取得、44 年 12 月 1 日同喪失、45 年 6 月 1 日同再取得、48 年 8 月 1 日同再喪失と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。また、申立人が被保険者資格を喪失した 44 年 12 月 1 日以後の申立期間中である 45 年 1 月 16 日に健康保険証を返納した記録が確認できる。

また、A社に係る職歴審査照会回答票によれば、当該事業所において被保険者資格を取得した 171 人中、申立人を含む 31 人が、二度以上同社において被保険者資格を取得していることが確認できる上、同回答票から名前を確認し供述が得られた同僚 5 人のうち 3 人が、当該事業所では仕事が無くなると退社させられることがあった旨を供述し、当該 3 人について、被保

険者資格を喪失後再取得するまでに、それぞれ、2月及び7月、6月、3年6月の期間を要していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和51年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間中における申立人の勤務について当時の同僚等の供述も得ることができないことから、人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、確認できた雇用保険被保険者期間は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間と符合する。

- 2 申立期間②について、申立人がB社に勤務していた申立期間中の昭和49年8月28日に労働者災害事故が発生したことが申立人提出の労働者死傷病報告書等関係資料により確認でき、当該事業所で申立人の相方として作業車両に同乗していた者を含めた同僚二人は申立人が申立期間に勤務していた旨を供述している上、申立期間のほとんどの期間において申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、当該雇用保険被保険者記録が確認できる期間については、申立人が当該事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、社会保険庁のB社に係る申立人の被保険者原票では、申立人については、昭和52年6月1日厚生年金保険被保険者資格取得、55年10月1日同喪失と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人を含む同僚3人は、当該事業所においては試用期間があった旨を供述し、さらに、うち二人の同僚は、申立期間当時は、ほとんどの社員又は半分程度の社員に4年間くらいの契約雇用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入していた旨を供述しており、この供述どおり、当該同僚二人には当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得する直前の約4年間が国民年金保険料納付済期間となっていることが確認できることから判断すると、B社では、厚生年金保険被保険者資格を従業員全員に一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、B社は平成17年7月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡し、役員についても連絡先が確認できないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、社会保険事務所の記録では、申立人と同じ昭和52年6月1日に当

該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した二人、及び同年4月1日に同資格を取得した5人全員について、同資格取得直前までの約3年から約11年間の国民年金保険納付済期間が確認でき、申立人についても、申立期間のうち52年2月から厚生年金保険被保険者資格取得直前の同年5月までの国民年金保険料納付済期間が確認でき、当該期間に係る国民年金保険料の還付の記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に入社する直前まで勤務していたB社の加入記録が無いことが分かった。同僚の加入記録があるのに自分だけ記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立人が名前を挙げた同僚二人は申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた旨を供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社は申立期間途中の昭和38年10月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所であった期間の延べ被保険者数は26人であるが、申立人が提出した当該事業所の昭和36年10月の慰安旅行における記念写真では32人が確認できる上、申立人及び同僚からは従業員数は60人ぐらいとの供述が得られており、申立人と同様に、同社における厚生年金保険被保険者記録が無く、申立期間直後に申立人の被保険者記録が確認できるC社において被保険者記録を有する同僚の一人は、B社では古い従業員しか

厚生年金保険に加入させていなかった旨を供述しており、さらに、申立人が同社の同僚として名前を挙げた12人のうち10人が同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立期間当時、当該事業所においては、入社と同時に全員について厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、前述のとおり、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主、役員及び同社の従業員の多くを引き受けたと思われるC社の事業主は死亡しており、被保険者名簿から名前が確認できた同僚からは申立人の勤務に関する供述は得られたものの厚生年金保険の適用に関する情報についての供述は得られず、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月から同年 10 月まで
(A社)
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 8 月まで
(B社)
③ 昭和 41 年 1 月から同年 2 月まで
(C社)
④ 昭和 45 年 1 月から同年 10 月まで
(C社)
⑤ 昭和 50 年 8 月から同年 11 月まで
(D社)
⑥ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
(E社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社（後にF社に名称変更。）、B社、C社（後にG社に名称変更。）、D社及びE社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間から漏れていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、入社した際の経緯及び勤務実態を詳細に供述しており、勤務実態に関する供述内容が同僚から得られた供述内容と一致することなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁のA社に係る被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期

間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が当該事業所への入社を紹介してもらったと述べている同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録を申立期間①において確認することはできない上、申立人及び同僚から当該事業所の従業員数は50人以上との供述が得られているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年8月1日から39年12月1日までの延べ被保険者数は39人、申立人が退職したとする申立期間終期の35年10月時点での被保険者数は12人しか確認できず、当該事業所には、厚生年金保険被保険者としての加入手続が行われていない従業員が多数いたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会するも詳細は不明としていることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②について、申立期間②における国の所管局保管の外国人登録原票による登録申請市町村とB社の所在地が一致し、申立人が名前を挙げた同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、さらに別の同僚が、申立人が事業主宅で寝泊まりしていたことを供述していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、社会保険庁のB社に係る被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、昭和37年1月から事業主宅で寝泊まりするようになり、当時数万円程度の小遣いをもらい、4か月目ごろに車の免許を取得した後にB社の仕事を手伝うようになって、厚生年金保険料を控除されて数万円程度を給与としてもらうようになった旨を供述しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が仕事を手伝うようになったとする時期から約1年半後の38年5月1日であり、当該事業所の被保険者原票照会票による同年5月時点での標準報酬月額^{かぎり}の最高金額と申立人が供述する給与として受領した金額とは乖離が見られる。

さらに、申立人は、申立期間における当該事業所の従業員数を5人から6人である旨を供述しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった38年5月現在の被保険者数は15人であり、従業員数についても記憶違いが認められる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適

用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、当該事業主の妻に照会するも回答が得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は入社の際を具体的に供述し、申立人がC社への入社を紹介してもらったと述べている紹介者及び紹介者が経営する事業所が実在することなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険庁のC社に係る被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間③において、申立人は、「元妻が手術を受ける際、当該事業所で健康保険証を作成してもらっていると思う。」と供述しているが、当該病院に当時のカルテが保存されておらず、健康保険証の使用の有無を確認することができない。

さらに、当時の事務担当者から、「会社には、原則3か月の試用期間があり、人によっては半年以上もあったし、社会保険に加入することを望まない従業員もいた。」との供述が得られている上、供述が得られた同僚が記憶する入社日と同人の被保険者資格取得日が約1年異なり、当該事業所には、3か月から、人により1年程度の試用期間があったことが推認される。

- 4 申立期間④について、申立期間④の直後にC社に入社した同僚が、「入社前に当該事業所を訪れた際に申立人の名前を聞いたことがあり、申立人は申立期間④において、当該事業所に勤務していたのではないか。」と供述していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間④においても、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険庁のC社に係る被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間④における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、被保険者原票から名前が確認できた同僚からは、昭和45年当時は30人程度の従業員がいた旨の供述が得られているものの、申立人が入社したとする同年1月1日時点及び申立人が退社したとする同年10月31日時点の被保険者数は13人となっており、当該事業所には、厚生年金保険被保険者としての加入手続が行われていない従業員が多数いたことがうかがわ

れる。

さらに、当該事業所は、登記上既に解散しており、当時の事業主は既に死亡し、当該事業主の弟に照会するも回答が得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人がD社の勤務時に起こした車両による事故について同僚が記憶していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険庁のD社に係る被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間⑤における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

また、申立期間に入社した同僚から当該事業所には十数人の従業員がいた旨の供述が得られているが、申立人が入社したとする昭和 50 年 8 月 1 日時点及び申立人が退社したとする同年 11 月 30 日時点の被保険者数は、それぞれ、5 人、6 人となっており、当該事業所には、厚生年金保険被保険者としての加入手続が行われていない従業員が多数いたことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、申立人と同じ運転業務に従事する者の出入りが大変激しく、交通事故を起こすと無断で会社を辞めてしまうことが多かったので試用期間を設けており、世帯持ちの場合は最低でも 3 か月程度、独身の場合は最低でも半年は試用期間を設定していた旨を供述しており、一方、被保険者原票から名前が確認できた同僚の供述により、試用期間が無く、被保険者資格を取得した者も見られることから、当該事業所においては、従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

加えて、当時の事業主は所在不明であり、当時の事業主の親族が事業を引き継いでいると認められるものの、当時の関係資料は保管されておらず、保険料控除等についての確認が得られないため、申立期間当時の勤務記録による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、E社において、H町の数か所の現場で仕事に従事した旨を具体的に供述しているものの、当該事業所の当時の役員（後に代表取締役就任し、現在は取締役。）から聴取しても、当時の資料は何も残されていないので勤務の有無は不明である旨の供述に止まり、事業主及び同僚から聴取しても、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる関連資料や供述は得られず、申立期間当時の人事記録等によ

る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

また、社会保険庁のE社に係る被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間⑥における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、上記役員は、試用期間は無いと述べているが、供述が得られた同僚が記憶する入社日及び被保険者資格取得日の記録から、当該事業所には、半年程度の試用期間があった可能性もうかがわれる。

- 7 すべての申立期間について、申立人は同僚の名前をほとんど記憶しておらず、被保険者原票から名前が確認できた同僚からは、上記以外には、各申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する情報についての供述は得られない。

また、公共職業安定所の記録によれば、データが保管されていない申立期間①のA社を除き、各申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろからの3か月程度
② 昭和26年5月から27年6月まで

社会保険事務所に年金の加入記録を確認してもらったところ、昭和24年ごろから船員として勤務していたA社について、26年1月が最初の乗船のように記録されていた。また、同年5月から27年6月までの期間も未加入期間となっていた。A社には引き続き勤務しており、船員保険にも加入していたはずなので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁から入手したA社の船員保険被保険者名簿では、両申立期間において、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、両申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人が名前を記憶している同僚二人は既に死亡している上、船員保険被保険者名簿から名前が確認できた同僚9人からは、船員保険の適用に関する情報についての供述は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から24年10月11日まで
② 昭和26年7月1日から31年10月31日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和23年1月から米国陸軍A基地施設の技師として勤務し、31年10月まで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、B市において米軍関係の業務に従事する労働者を管理し、厚生年金保険の適用事業所となっていたC管理事務所は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、23年1月から24年3月までにおいて当該事業所は適用事業所としての記録は確認できない。また、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同年10月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるものの、同年4月1日から同年10月11日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことは確認できない。

さらに、当該申立期間における勤務実態について、同僚からの供述を得ることはできず、現在、C管理事務所から業務を引き継いで米軍関係の業務に従事する労働者を管理する国の所管のD事務所及びE局においても、当時の人事記録等は保管されていないため、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

申立期間②については、国の所管省の関係局長通知により、昭和26年7月1日からは、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及び食堂、施設等に使用

される者は、強制被保険者とならないこととされており、当時、施設の技師であった申立人が同年7月1日付けで被保険者資格を喪失したことに符合するとともに、申立人が、同じ施設に勤務していたとして名前を挙げる同僚についても、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、私が勤務していたA社B鉱業所の資格取得日が昭和 20 年 12 月 20 日、資格喪失日が 21 年 2 月 24 日とされていた。しかし、私は、この期間以前の 17 年 4 月から 19 年 4 月まで同鉱業所に勤務しており、当該期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

同僚の一人はB鉱業所での年金記録があると聞いている。この同僚とは同時期にC学院に入学、卒業後は同鉱業所で働いていたことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、C学院に入学した同僚は 10 人ぐらいたが、このうち当該同僚以外に、3 人の名前を記憶している。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人が同社B鉱業所に昭和 17 年 1 月 16 日に入社、19 年 4 月 19 日まで勤務していたことが確認できる。また、申立人が名前を挙げた同僚の一人は「申立人と昭和 17 年 4 月にB鉱業所に入社し、すぐに県外にあるC学院に行った。同学院では学びながら、給料を受け取り、A鉱業所D坑に配属された。」との供述からも、申立人が 17 年 4 月にC学院に入学、18 年 3 月からB鉱業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に対して申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出及び保険料納付について照会したところ、同社B鉱業所は既に閉山しており、当時の資料は、当委員会に提出済みの人事記録以外に残っていないことから不明との回答があり、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述は得られない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のA社B鉱業所の払出簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日を見ると、記録が不明であった同僚一人を除き、一人が昭和17年4月8日、二人が19年6月1日となっており、同鉱業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月から24年5月まで
② 昭和24年6月から25年5月まで
③ 昭和25年6月から26年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和23年5月から26年6月までA米軍基地において現業業務に従事していた期間の被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、一緒に勤務していた同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA米軍基地については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないが、事業所の名称が類似しているA米軍基地管理事務所については、昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間当時、同事務所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、国の所管局が保管する「厚生年金台帳索引簿」及び「被保険者名簿」によれば、申立人は、昭和27年7月1日にB管理事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年2月1日に被保険者資格を喪失し、また、29年6月16日に同事務所において被保険者資格を再取得し、47年6月1日に被保険者資格を喪失しており、当該被保険者期間は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人に係る厚生年金保険被保険者期間と一致している。

加えて、国の所管局では、「申立人については、昭和 27 年 7 月 1 日以降の厚生年金保険被保険者記録は確認できるが、申立期間における被保険者記録は確認できない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、「申立人と一緒に現業業務で働いていたが、私自身、当時の厚生年金保険被保険者記録は無い。」と供述している。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 24 日から 16 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、平成 10 年 5 月から 18 年 4 月まで継続して勤務していたA社における勤務期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

この間も継続して勤務していたにもかかわらず、会社が社会保険料を滞納したため、社会保険事務所から社会保険の加入を打ち切られ、その後、さかのぼって資格取得したが、空白期間ができてしまった。第三者委員会において、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及びA社の「平成 15 年分・16 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 15 年 2 月 24 日に、申立人を含むすべての厚生年金保険被保険者 11 人が資格喪失し、16 年 8 月 1 日に申立人を含む 4 人が同事業所における被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人の被保険者資格喪失日は平成 15 年 2 月 24 日であり、さらに、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」により、申立人の被保険者資格の再取得日が 16 年 8 月 1 日となっており、当該資格取得届の社会保険事務所の受付年月日が 18 年 10 月 11 日となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所の「平成 15 年分・16 年分給与所得退職所得に対する所

得税源泉徴収簿」及び申立人の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料については申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月ごろから 39 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いとの回答があった。

給与支払明細書等の資料は無いが、同僚等の名前も記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者9人のうち、6人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人に聴取したところ、いずれも申立人に係る記憶があり、うち一人は「入社と同時に厚生年金保険の適用を受けたと記憶している。」と供述している一方、残りの3人は「入社した当初は日雇健康保険に加入し、従業員全員が厚生年金保険の適用を受けたのは昭和38年から39年ごろだったと記憶している。」と供述しており、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち、3人につ

いては厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月22日から25年3月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間における被保険者記録が無かった。
当時、一緒に勤務していた同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA社があった土地所有者の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所については、法人登記の記録も確認できないため、当時の事業主及び同僚等に照会することができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。